

特定健康診査(40歳~74歳のかた)仕様書

区 分	内 容		1人あたりの 委託料単価
基本的な健診の項目	既往歴の調査 (服薬歴および喫煙習慣の状況に係る調査を含む)		8,177円
	自覚症状および他覚症状の検査		
	身体計測	身長、体重、腹囲、BMI	
	血圧	収縮期血圧、拡張期血圧	
	血中脂質検査 (※2)(※3)	空腹時中性脂肪 (随時中性脂肪) HDL-コレステロール LDL-コレステロール	
	肝機能検査	AST(GOT) ALT(GPT) γ-GT(γ-GTP)	
	血糖検査(※4)	空腹時血糖 ヘモグロビンA1c (随時血糖)	
	尿検査(※5)	糖、蛋白	
検査結果説明			
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) (※1)	貧血検査	赤血球数、血色素量、 ヘマトクリット値	231円
	12誘導心電図検査		1,650円
	眼底検査(両眼)		1,232円
	血清クレアチニン検査、eGFR算出		121円
秋田県独自の追加健診項目	血清クレアチニン検査、eGFR算出		121円
	尿酸検査		121円
診療情報提供	治療中患者の診療情報の提供(※6)		3,300円

※1 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、秋田市に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※2 血中脂質検査において、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。空腹時中性脂肪または随時中性脂肪の測定のため、採血時間(食後)の情報は必須入力項目とする。

※3 空腹時中性脂肪もしくは随時中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロール(総コレステロールからHDL-コレステロールを除いたもの)の測定でも可とする。

※4 血糖検査において、空腹時血糖およびヘモグロビンA1cについては、いずれかでも可とする。また、やむを得ない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖の測定でも可とする。

※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者、その他やむを得ない事情により測定不可能である者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の健診項目についてはすべて実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合、秋田市から委託料は支払われない)。

なお、その他やむを得ない事情とは次のような場合である。

- 1 検査予定であり検査しようとしたが検体を採取できない場合
- 2 検査予定であったが受診者の事情により検査を行うことが適切でないと検査時点で考えられた場合
- 3 健診機関としては検体を採取したが、検体のなんらかの理由(凝固、量が不足、適切な検体補助剤が入れられていないなど)、検査機器のトラブル、検体搬送時の事故等により検査ができなかった場合
- 4 検査装置の測定限界を超えた異常な値を呈したために検査ができなかった場合

※6 診療情報提供については、別紙「令和8年度秋田市特定健康診査・健康診査事業実施内容の説明」の診療情報提供の説明内容を参照のうえ、対象や条件等定めにより実施されたものに限る。

後期高齢者の健康診査仕様書

区 分	内 容		1人あたりの 委託料単価
基本的な健診の項目	既往歴の調査 (服薬歴および喫煙習慣の状況に係る調査を含む)		7,957円
	自覚症状および他覚症状の検査		
	身体計測	身長、体重、BMI	
	血圧	収縮期血圧、拡張期血圧	
	血中脂質検査 (※2)(※3)	空腹時中性脂肪 (随時中性脂肪) HDL-コレステロール LDL-コレステロール	
	肝機能検査	AST(GOT) ALT(GPT) γ-GT(γ-GTP)	
	血糖検査(※4)	空腹時血糖 ヘモグロビンA1c (随時血糖)	
	尿検査(※5)	糖、蛋白	
	検査結果説明		
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) (※1)	貧血検査	赤血球数、血色素量、 ヘマトクリット値	231円
	12誘導心電図検査		1,650円
	眼底検査(両眼)		1,232円
	血清クレアチニン検査、eGFR算出		121円
秋田県独自の追加健診項目	血清クレアチニン検査、eGFR算出		121円
	尿酸検査		121円

- ※1 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、秋田市に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※2 血中脂質検査において、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。空腹時中性脂肪または随時中性脂肪の測定のため、採血時間(食後)の情報は必須入力項目とする。
- ※3 空腹時中性脂肪もしくは随時中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロール(総コレステロールからHDL-コレステロールを除いたもの)の測定でも可とする。
- ※4 血糖検査において、空腹時血糖およびヘモグロビンA1cについては、いずれかでも可とする。また、やむを得ない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖の測定でも可とする。
- ※5 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者や、その他やむを得ない事情により測定不可

能である者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の健診項目についてはすべて実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合、秋田市から委託料は支払われない)。

なお、その他やむを得ない事情とは次のような場合である。

- 1 検査予定であり検査しようとしたが検体を採取できない場合
- 2 検査予定であったが受診者の事情により検査を行うことが適切でないと検査時点で考えられた場合
- 3 健診機関としては検体を採取したが、検体のなんらかの理由(凝固、量が不足、適切な検体補助剤が入れられていないなど)、検査機器のトラブル、検体搬送時の事故等により検査ができなかった場合
- 4 検査装置の測定限界を超えた異常な値を呈したために検査ができなかった場合